

さくら市農業用機械施設バンク事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、農機具及び農業用施設（以下「農機具等」という。）の譲渡又は貸付けに関する情報を収集し、広く提供することにより、新規就農者及び小規模農家等の財政的負担の軽減を図り、もって農業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「農業用機械施設バンク」とは、さくら市が、市内にある使用可能な農機具等で、譲渡又は貸付けが可能なものを、その所有者からの申請に基づき登録し、当該登録した情報を農機具等の譲受又は借入れを希望する農業者に提供する制度をいう。

(農業用機械施設の登録申請等)

第3条 農業用機械施設バンクへ農機具等を登録しようとする者は、農業用機械施設バンク登録申請書(様式第1号)をさくら市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、適当と認めたときは農業用機械施設バンクに当該農機具等を登録し、不適当と認めたときは農業用機械施設バンクに当該農機具等を登録しないこととし、農業用機械施設バンク登録（不登録）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(登録台帳の整備及び情報の公表)

第4条 市長は、前条第2項の規定により登録をした農機具等について、所有者の住所、氏名及び連絡先並びに型式その他農業用機械施設バンクの実施のため必要な事項を適正に記録し、管理するため、農業用機械施設バンク登録台帳（様式第3号）を整備するものとする。

- 2 市長は、登録農機具等の型式、写真その他の情報で農業用機械施設バンクの円滑な運営のため必要と認めるものを、市のホームページへの掲載その他の適当と認める方法により公表するものとする。

(変更の届出)

第5条 登録農機具等の所有者等（以下「登録者」という。）は、当該登録農機具等に係る登録事項の内容に変更が生じたときは、速やかに農業用機械施設バンク登録事項変更届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

(登録農機具等の管理)

第6条 登録者は、登録後も登録農機具等の保管、維持管理をするものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録農機具等について、次の各号のいずれかに該当するときは、農業用機械施設バンクの登録を取り消し、農業用機械施設バンク登録台帳の記録を消除するものとする。ただし、第2号に該当する農機具等について改めて第3条第1項の規定による申請があったときは、これを再度登録することができる。

- (1) 所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して2年が経過したとき。
- (3) 所有者から農業用機械施設バンクの登録を抹消する旨の申出があったとき。
- (4) 登録農機具等が、破損等のため使用することができなくなったとき。

(農業用機械施設バンクの利用)

第8条 農業用機械施設バンクを利用し、登録農機具等を譲り受け、又は借り受けようとする者は、農業用機械施設バンク利用申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をした者が次条に規定する要件を満たしていると認めたときは、その旨を当該申請に係る登録農機具等の所有者及び当該申請者に通知するものとする。

(農業用機械施設バンクの利用者要件)

第9条 農業用機械施設バンクを利用し、登録農機具等を譲り受け、又は借り受けることができる者(次条において「利用者」という。)は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) さくら市に居住し、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の者であること。
- (2) さくら市に定住し、新規に農業に従事しようとする者であること。

(当事者間による契約)

第10条 登録農機具等の所有者と利用者との当該登録農機具等の譲渡又は貸借に関する交渉は、当事者同士が行うものとし、さくら市は直接これに関与しないものとする。

- 2 登録農機具等の譲渡又は貸借の合意が得られた場合は、農業用機械施設バンク合意報告書（様式第6号）を市長に届け出なければならない。
- 3 契約に関する一切のトラブル等は、当事者間で解決するものとする。

（個人情報取扱い）

第11条 農業用機械施設バンクの農機具等登録者及び利用希望者は、農業用機械施設バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意の上、適正に取り扱うものとし、この登録が取り消された後においても、同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。